



2025 年 6 月 30 日

各 位

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| 会 社 名   | 東 京 コ ス モ ス 電 機 株 式 会 社                          |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 門 田 泰 人<br>(コード番号：6772 東証スタンダード市場) |
| 問 合 せ 先 | 常 務 取 締 役 西 立 野 竜 史<br>(T E L 046-253-2111)      |

## (開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLC による 当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「当社」といいます。）は、2025 年 6 月 10 日付「Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（2025 年 6 月 13 日付「（訂正）Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「2025 年 6 月 10 日付プレスリリース」といいます。）のとおり、Bourns Japan Holdings LLC（以下「公開買付者」といいます。）において、本公開買付開始の前提条件（2025 年 6 月 10 日付プレスリリースにおいて「本前提条件」と定義された用語と同一の意味を有します。以下同じです。）が充足され、又は、公開買付者により放棄された場合に、当社の普通株式に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、当社の 2025 年 6 月 24 日開催の第 68 回定時株主総会後、2025 年 6 月 30 日（予定）に本公開買付けを開始することを予定していることを公表しております。

その後、公開買付者の 2025 年 6 月 27 日付「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」と題するプレスリリース（公開買付者によれば、同プレスリリースは、2025 年 6 月 27 日に兜倶楽部への投げ込みにより開示されているとのことですが、当社ではこの開示は確認できていません。）によれば、本公開買付けの開始に向けた当社との協議の過程で、当社が第三者から「当社に係る未公表の重要事実等（法第 166 条第 2 項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。）」（以下「重要事実」といいます。）に関わる情報を受領したことが明らかになり、公開買付者は本公開買付契約（2025 年 6 月 10 日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。）に基づき当該情報を受領した旨の伝達を受けたとのこと（以下、当該重要事実を「本件重要事実」といいます。）。2025 年 6 月 27 日時点において、本件重要事実に関する当社を含む各当事者の対応方針等が不透明である中、2025 年 6 月 10 日付プレスリリースに記載のとおり、重要事実が存在しないことが本公開買付開始の前提条件の一つとなっており、2025 年 6 月 27 日現在、本公開買付開始の前提条件の充足を確認することができていないとのこと。公開買付者は、引き続き、本件重要事実の取り扱いを含め、本公開買付けの開始に向けて、当社の取締役会及び特別委員会との協議及び交渉を進めているとのことですが、2025 年 6 月 27 日現在、当該協議及び交渉が継続しているとのこと。

2025 年 6 月 27 日時点においては、当該協議及び交渉の進捗状況等に鑑み、本公開買付開始の前提条件の全てが充足され、又は、公開買付者により放棄されたことを条件として、2025 年 7 月上旬から 7 月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのこと。

当社としては、本公開買付開始の当該前提条件については充足し得る（又は公開買付者において公開買付開始公告又は公開買付届出書において、重要事実に関する記載をすることにより、上記前提条件を放棄し得る）との認識であり、これについて公開買付者と協議及び交渉を継続していたものの、公開買付者が、前提条件の充足の有無について合理的理由なく充足しないとの判断を行ったと考えており、上述のとおり、本公開買付けの開始予定時期を変更するとのこと。公開買付者は、上述のとおり、2025 年 7 月上旬から 7 月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことですので、当初予定であった 6 月 30 日に本公開買付は開始されることは無いと思われまますので本書面にてお知らせいたします。

進捗状況について開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上